

# 令和3年度第11回津野町農業委員会定期総会会議録 (第1日目)

召集年月日 令和4年2月18日

召集場所 津野町役場 本庁2階 多目的ホール

開 会 令和4年2月28日 午後4時30分

## 出席委員

1番：松岡 保宏、2番：石川 幸久、3番：大地 勝義、4番：宇都宮 京子、  
5番：田部 節男、6番：川村 実男、会長：戸田 和宏

(推進委員)

川渕 慶博、大崎 登、川西 利文、明神 長生、長山 計一、山崎 哲人、明神 正

## その他の出席者

事務局長：戸田 喜博、職員：池 大輔、石田 純也

## 議事日程

別紙のとおり

令和3年度第11回津野町農業委員会定期総会議事日程

令和4年2月28日 午後4時30分開議

日程	議案番号	案 件	備考
1		開会	
2		会議録署名委員の指名	
3	議案第1号	会期の決定	
4	議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請書の審議について	
5	議案第3号	非農地証明願の審議について	
6	その他	強化促進法の規定による申し出について	

開会 : 午後4時26分 開議

議長 : 正場にいたします。

ただいまの出席委員は農業委員7名、農地最適化推進委員7名でございます。これより、令和3年度第11回津野町農業委員会定期総会を開会いたします。ただちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりであります。

日程第1、会議録署名委員の指名をおこないます。

会議録署名委員は、会議規則第13条の規定により、議長において

6番 <sup>かわむら</sup>川村 <sup>じつお</sup>実男 委員 1番 <sup>まつおか</sup>松岡 <sup>やすひろ</sup>保宏 委員を指名いたします。

日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします本定例会の会期は、本日1日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

委員 : 異議なし

議長 : ご異議なしと認めます。  
よって会期は1日間と決定しました。

日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請書の審議について、を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 : 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請書の審議について説明いたします。  
(番号1朗読)

農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上で議案の朗読並びに補足説明を終わります。

議長 : 議案第1号 番号1は川村委員と山崎委員が地区委員です。現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

川村委員 : ●● ●●さんは施設の方に入所されていまして、●●●の土地を処分している状態です。●● ●●さんが家の前、道を挟んですぐ前なので購入するということで、写真のほうは6ページになりますが、小屋から下の部分になりますが、20年以上●●さんが管理しており、また家の前ということもあって、話がまとまったようです。特に問題ないと思いますので、よろしく申し上げます。

議長 : 番号1について、質疑、意見はありませんか。

- 委員 : 異議なし
- 議長 : よろしいですか。それでは採決いたします。  
議案第1号について、原案のとおり決することに賛成の農業委員の諸君の挙手を求めます。
- (挙手全員)
- 挙手全員であります。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。
- 議長 : 日程第4 議案第2号 非農地証明願の審議について、を議題といたします。  
事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。
- 事務局長 : 議案第2号 非農地証明願は1件です。  
(番号1朗読)
- 以上で議案の朗読並びに補足説明を終わります。
- 議長 : 議案第2号 番号1は、田部委員と長山委員が地区委員です。  
現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。
- 長山委員 : 昨日、田部委員と現地確認に行ってきました、●●さんに話を聞いてきました。10ページを見ていただいて、場所は●●●●●から西へ100メートルほど行った場所です。12ページに写真がありますが、赤で囲った所です。長年耕作していなかったもので、雑草と木が生えています。本人も耕す機械も持ってないし、だいぶ年もいったので、作れないと言っていました。以上です。よろしくをお願いします。
- 議長 : 番号1について、質疑、意見はありませんか。
- 委員 : 異議なし
- 議長 : よろしいですか。それでは採決いたします。  
議案第2号について、原案のとおり決することに、賛成の農業委員の諸君の挙手を求めます。
- (挙手全員)
- 挙手全員であります。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。
- 議長 : 日程第5 議案第3号 強化促進法の規定による申し出について、を議題といたします。  
事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 : 議案第3号 強化促進法の規定による申し出についてご説明いたします。  
(番号1～9朗読)

番号1, 3, 5, 8, 9は再設定、番号2, 4, 6, 7は新規設定であります。  
農業経営基盤促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の朗読並びに補足説明を終わります。

議長 : 議案第3号 番号1は、私と明神委員が地区委員です。私の方から説明させていただきます。

戸田委員 : 20ページを見ていただいたら、●●●トンネルを抜けて右、その一番下の田んぼになるのですが、写真を見てもろうたらわかると思うのですが、毎年刈った後は綺麗に均しているのですが、●● ●●さんはあと2枚田んぼを自分でやっていて、耕運と刈り取りはずっと●●●さんがやっているみたいですが、ここは●●●さんがやるということで、これも再設定ということで問題無いと思います。以上です。

議長 : 番号1について、質疑、意見はありませんか。

委員 : 異議なし

議長 : 番号2から6は、石川委員と大崎委員が地区委員です。現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

大崎委員 : 番号2から6まで5件の申請があつております。いずれも●●の●● ●●さんの設定になっております。  
最初に、29ページを見ていただいて、利用権の設定をする者が●●●の●● ●●●さん、●●さんが生姜栽培、それから利用期間も3年としています。使用貸借として設定されるということです。双方からの確認によりこの件は問題ありません。  
次に再設定でありまして、36ページを見ていただいて、利用権を設定する者が●●の●●ですけど、●● ●●さん、●●さんが生姜栽培、利用期間も3年で使用貸借ということでございます。双方からの確認により問題ありません。  
次に新規設定ということで43ページを見ていただきたいと思います。利用権の設定をする者が●●●の●● ●●さん、●●さんはここでも生姜栽培と利用期間も3年で使用貸借をすると。  
次の50ページと51ページを見ていただきたいと思います。利用権の設定をする者が●●●の●● ●●さん、●●さんが生姜栽培で利用期間3年と使用貸借を結んでいるということでございます。この2件につきましても双方に確認とりまして、問題ありません。  
次に新規設定でございまして、58ページの写真を見ていただきたいと思います。利用権の設定をする者が●●の●● ●●さん、●●さんが生姜栽培、利用期間が3年で使用貸借を結ばれているということであります。これも双

方からの確認により問題ありません。以上報告に代えさせていただきます。

議長 : 番号2から6について、質疑、意見はありませんか。

委員 : 異議なし

議長 : 番号7は、宇都宮委員と明神委員が地区委員です。現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

明神委員 : 現地に行ってまいりました。65ページを見てください。●●● ●●さんは綺麗に管理されております。どこに出しても問題ありませんのでよろしくをお願いします。

議長 : 番号7について、質疑、意見はありませんか。

委員 : 異議なし

議長 : 番号8及び9は、大地委員と川西委員が地区委員です。現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

川西委員 : 72ページの写真を見てもらったらえいがですけど、赤枠で囲っているのが●● ●●さん、そうでない方のハウスが●● ●●さんがそれぞれ管理するということで再設定です。ハウスの中も野菜等を作っていますので、問題無いと思いますのでよろしくをお願いします。

議長 : 番号8及び9について、質疑、意見はありませんか。

委員 : 異議なし

議長 : 議案第3号 番号1及び7については、宇都宮委員に関係する案件のため、宇都宮委員には退席していただきたいと思えます。

(宇都宮委員退席 午後4時49分)

よろしいですか。それでは採決いたします。  
議案第3号 番号1及び7について、原案のとおり決することに、賛成の農業委員の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

宇都宮委員を呼んでください。

(宇都宮委員着席 午後4時49分)

宇都宮委員に告知します。議案第3号 番号1及び7は可決されました。

残りの番号2から6, 8及び9について原案のとおり決することに、賛成の農業委員の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

議長 : 日程第6 その他の件について、を議題といたします。

事務局 : 9月の定期総会で協議した農地法第5条申請のことについて、県より確認事項が出ており、農地法施行規則第29条第1項によりすでに転用されており、農地ではないのではないかとということです。

議長 : 県の指示に従って進めていく方向でよろしいですか。

委員 : はい。

議長 : そのほかにありませんか。

特になければ3月の定例会の日程を決めたいと思います。事務局より3月30日(水)とのことです。西庁の予定で行います。

事務局 : 須崎農業振興センターとの打ち合わせについては、今年度中になるのか、来年度になるのかは未定です。

議長 : そのほかにありませんか。

ご発言がないので以上で、本日の日程は全て終了しました。

これにて、令和3年度第11回津野町農業委員会定期総会を閉会いたします。

閉会 (午後5時14分)

津野町農業委員会会議規則第13条の規定による会議の経過を記載したもので、その相違ないことを証するためにここに署名する。

津野町農業委員会議長

署 名 委 員 6 番

署 名 委 員 1 番